

# 介護老人保健施設いちい荘 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

施設は介護保険の指定を受けています。

(第0250180023)

当事業所は、利用者に対して短期入所介護サービスを提供します。  
当事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上のご注意いただきたいことを  
次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果  
「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。

## ◇目 次◇

1. 事業者	P 1
2. ご利用施設	P 1～2
3. 居室の概要	P 2
4. 職員の配置状況	P 2～3
5. 営業日	P 3
6. 当事業所が提供するサービス利用料金 並びに自己負担金額	P 3～6
・国が定める利用者負担限度額段階に 該当する利用者等の負担額	P 6～8
7. サービス内容に関する苦情	P 8
8. 緊急時等における対応方法	P 9
9. サービス提供に関する個人情報の 取り扱いについて	P 9
10. 虐待の防止について	P 9
11. 協力医療機関	P 10
12. 非常災害対策	P 10
ご利用契約書	P 12～17
個人情報利用同意書	P 18

## 1. 事業者名

- (1) 法人名 社会福祉法人 諏訪ノ森会  
(2) 法人所在地 青森県青森市大字諏訪沢字丸山72番地  
(3) 電話番号 017(726)3855  
(4) 代表者氏名 理事長 齊藤 悦生  
(5) 設立年月日 昭和63年8月29日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設種類 短期入所療養介護 0250180023号  
(2) 施設の目的 当施設は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とします。  
(3) 施設の名称 介護老人保健施設 いちい荘  
(4) 施設の所在地 青森県青森市大字諏訪沢字丸山72番地  
(5) 事業の実施地域 当事業所が通常送迎を行う地域は、青森市・平内町です。  
(6) 電話番号 017(726)3855  
(7) 施設長 清水 將之  
(8) 開設年月日 平成元年10月1日  
(9) 当施設の運営方針
- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画（ケアプラン）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練・看護・介護その他の日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
  - ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
    - ◎ 利用者の特異行動が見られる場合でも、行動を制限する抑制等の行為を行いません。
    - ◎ 特異行動出現時介護上の医療を要する緊急時の際はご連絡させていただきます。
    - ◎ 利用者に望ましい医学上の治療を第一義的に優先させていただきます。
  - ③ 当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
  - ④ 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに、ご利用者の同意を得て実施するよう努めます。

### 3. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

入居される居室は、特室Ⅰ・特室Ⅱ・特室Ⅲの個室、多床室となっております。  
ご希望される場合は、その旨お申し出下さい。  
(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
特 室 Ⅰ	35	トイレ、洗面所、衣装ケース付き
特 室 Ⅱ	2	トイレ、洗面所付き
特 室 Ⅲ	13	
2 人 部 屋	1	
3 人 部 屋	4	
4 人 部 屋	9	
居 室 合 計	64	
食 堂	5	
機 能 訓 練 室	1	移動式平行棒、姿勢矯正鏡、訓練用マット、物理療法機器
浴 室	5	一般浴、特殊機械浴、個人浴、ミスト浴
理 容 室	1	

### 4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対し短期入所療養介護サービスを提供する職員として、入所部門も含め以下の職種の職員を配置しています。

#### 《主な職員の配置状況》

職 種	常 勤	非常勤	備 考
施 設 長	1		医師兼務
医 師	(1)	1	( )は施設長が兼務
支 援 相 談 員	3		通所リハビリテーション兼務
管 理 栄 養 士	2		通所リハビリテーション兼務
栄 養 士	1		通所リハビリテーション兼務
理 学 療 法 士	3		通所リハビリテーション兼務
作 業 療 法 士	1		通所リハビリテーション兼務
介 護 支 援 専 門 員	1		
事 務 職 員	3 (2)	6	通所リハビリテーション兼務、( )は兼務
介 護 員	36 (1)	6	( )は兼務
看 護 師	3	4	
准 看 護 師	5	2	
環 境 整 備 員		8	

《主な職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
施設長 医師 支援相談員 管理栄養士 栄養療法士 理学療法士 作業療法士 介護支援専門員 事務職員 環境整備員	普通勤務：8：30～17：00
介 護 員	早出勤務：7：00～15：30 普通勤務：8：30～17：00 遅出勤務：①10：00～18：30 ②11：30～20：00 夜勤勤務：16：30～9：30
看 護 師 准 看 護 師	早出勤務：7：30～16：00 普通勤務：8：30～17：00 夜勤勤務：16：30～9：30

5. 営 業 日  
年 中 無 休

6. 当施設が提供するサービスと利用料金並びに自己負担金額  
当施設では、利用者に提供するサービスは、

- ①介護保険給付の対象となるサービス（利用料の9～7割が介護保険から給付される）
- ②介護保険給付対象とならないサービス（利用金額の全額を契約者に負担いただく場合。）  
の2種類があります。

（1）介護保険給付の対象となるサービス

- ①入 浴
  - ・基本的には、週2回の入浴となりますが、毎日入浴の希望等ご遠慮なくご相談下さい。  
なお、健康状態により特別浴または清拭となる場合があります。
- ②排 泄
  - ・個人の排泄パターンに添った排泄介助を行い、出来る限りトイレでの排泄を促します。
- ③機能訓練
  - ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止するための訓練を実施します。
- ④健康管理
  - ・医師や看護師・准看護師が健康管理を行います。
- ⑤その他自立への支援
  - ・寝たきり防止のためできる限り離床に配慮します。
  - ・清潔で快適な生活が送れるよう、また、適切な整容が行われるよう援助します。
  - ・生活リズムを考え、その方にあった援助を行うよう配慮します。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を配慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

(標準食事時間) 朝食： 8:00～ 9:00

昼食： 12:30～13:30

夕食： 17:30～18:30

※ 食事時間・食事(食席)は希望により自由に選ぶことができます。

②特別食

- ・ご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪

- ・月2回(第1・第3月曜日)、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

男性：整髪1, 300円 女性：整髪・顔剃り1, 500円 共通：顔剃り1, 000円

④その他

- ・洗濯料金 ア. 日常着(クリーニング業者による洗濯)  
イ. 下着(施設による洗濯100円/日)
- ・レクリエーション費

(3) サービス利用に係る自己負担金額

① 1日あたりの利用料金

介護保険からサービスを受けたときは原則として、かかった費用の1割(所得により2割、3割)を負担していただきます。そのほかに滞在費・食費などを負担していただきます。

《利用者負担額 1割・2割・3割》

短期入所療養介護		サービス利用 自己負担額			
		負担1割	負担2割	負担3割	
要介護1	従来型個室	753円	1,506円	2,259円	
	多床室	830円	1,660円	2,490円	
要介護2	従来型個室	801円	1,602円	2,403円	
	多床室	880円	1,760円	2,640円	
要介護3	従来型個室	864円	1,728円	2,592円	
	多床室	944円	1,888円	2,832円	
要介護4	従来型個室	918円	1,836円	2,754円	
	多床室	997円	1,994円	2,991円	
要介護5	従来型個室	971円	1,942円	2,913円	
	多床室	1,052円	2,104円	3,156円	
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(3時間以上4時間未満)			664円	1,328円	1,992円
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(4時間以上5時間未満)			927円	1,854円	2,781円
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(6時間以上8時間未満)			1,296円	2,592円	3,888円

介護予防 短期入所療養介護		サービス利用 自己負担額		
		負担1割	負担2割	負担3割
要支援1	従来型個室	579円	1,158円	1,737円
	多床室	613円	1,226円	1,839円
要支援2	従来型個室	726円	1,452円	2,178円
	多床室	774円	1,548円	2,322円

《付加サービスの利用料金》

加算項目	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
<b>送迎加算(片道あたりの料金)</b> ※ご自宅から施設間の送迎を行った場合	184円	368円	552円
<b>療養食加算(1日につき3回を限度)</b> ※医師の指示に基づく療養食を提供した場合	8円	16円	24円
<b>緊急時治療管理</b> ※利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となったときに、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合	518円	1,036円	1,554円
<b>若年性認知症入所者受入加算※3</b> ※受け入れた若年性認知症の利用者に対し個別担当者を定め個々に応じたサービス提供を行った場合	120円	240円	360円
<b>〃(特定介護老人保健施設短期入所療養介護時)</b>	60円	120円	180円
<b>重度療養管理加算(要介護4・5)</b> ※厚生労働省が示す継続的に医学的管理が必要な対象者に向けて、計画的な医学的管理と療養上必要な処置を行った場合	120円	240円	360円
<b>認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日限度)</b> ※医師が、認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当であると判断した利用者に対し施設サービスを行った場合	200円	400円	600円
<b>個別リハビリテーション実施加算</b> ※理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを20分以上行った場合	240円	480円	720円
<b>夜勤職員配置加算</b> ※夜勤業務を行う職員を基準より多く配置した場合	24円	48円	72円
<b>サービス提供体制強化加算</b> ※介護福祉士資格を持つ職員を多く配置した場合	22円	44円	66円
<b>緊急短期入所受入対応加算</b> (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度) ※やむを得ない理由によって短期入所が必要となった場合	90円	180円	270円
<b>介護職員等処遇改善加算(I)</b> ※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、事業所がサービスを行った場合、所定単位数に加算する	1月 所定単位数×75/1000		

※1. 当事業所が通常送迎する地域は、青森市・平内町です。

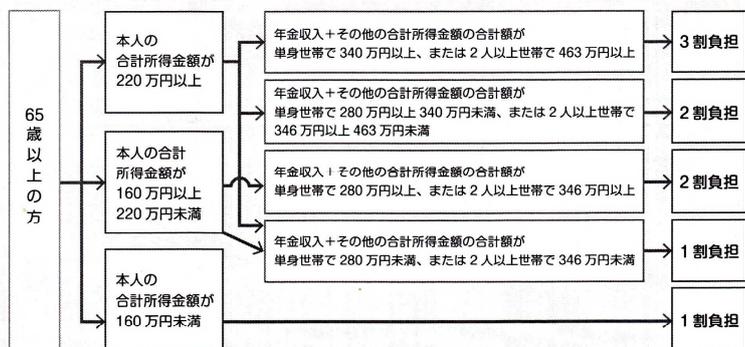
2. 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。

3. 若年性認知症利用者受入対応加算は、認知症行動・心理症状緊急対応加算との併用は出来ません。

## 「一定以上所得者の介護保険利用者負担割合」について

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得 ※1のある方には費用の3割をご負担いただくこととなります。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

※1

高齢者医療においては、若年世代と同程度の所得がある方について、窓口負担を3割としています。介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定しています。

市町村から発行される「介護保険負担割合証」で確認、利用施設に提示してください。

厚生労働省、利用者負担割合の基準が変わります（周知用リーフレット）より抜粋

## 「国が定める利用者負担限度額段階（1～3段階）」に該当する利用者の負担額

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所（短期入所も含む）した場合、食費・居住費（滞在費）は全額自己負担となります。ただし、下記の利用者負担第1～3段階に該当する場合は、『特定入所者介護（介護予防）サービス費負担限度額』の申請をすると、食費・居住費の利用者負担が減額されます。

利用者負担第1～3段階に該当しない市（区町村）民税課税世帯または、施設との契約の料金を全額負担することになりますが、世帯の構成員が2人以上で、施設に入所している場合は、一定の要件を満たすと減額措置の対象となります。

### 第1段階

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。生活保護受給者。

### 第2段階

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方。及び下記【所得要件】並びに【資産要件】に該当する方。

### 第3段階①

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方。及び下記【所得要件】並びに【資産要件】に該当する方。

### 第3段階②

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額120万円超の方。及び下記【所得要件】並びに【資産要件】に該当する方。

【所得要件】：世帯分離している配偶者が市（区町村）民税非課税のかた。
【資産要件】：預貯金等の基準
●第1段階：単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
●第2段階：単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
●第3段階①：単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
●第3段階②：単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

※ 次の要件の全てに該当する第4段階の方は、市区町村に申請することで、第3段階の負担軽減を受けることができます。

- ・ 2人以上の世帯の方
- ・ 世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・部屋代）の見込額を除いた額が80万円以下
- ・ 世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下 等

詳細については、市町村窓口へお尋ね下さい。

○滞在費（1日当たりの利用料）

負担段階	利用する療養室のタイプ	
	従来型個室	多床室
第1段階	550円	0円
第2段階		430円
第3段階	1,370円	
第4段階	1,728円	

○食費

負担段階	食費 (1日あたり)	食費 (1食あたり)		
		朝食	昼食	夕食
第1段階	300円	415円	560円	470円
第2段階	600円			
第3段階①	1,000円			
第3段階②	1,300円			
第4段階	1,510円	415円	625円	470円

※ 滞在費、食費ともに介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された利用者負担限度額となります。

特定入所者サービス費

滞在費・食費 利用者負担段階別の負担限度額

負担段階	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	滞在費・食費 自己負担合計額 (1日あたり)
従来型個室			
第1段階	550円	300円	850円
第2段階	550円	600円	1,150円
第3段階①	1,370円	1,000円	2,370円
第3段階②	1,370円	1,300円	2,670円
第4段階	1,728円	1,510円	3,238円
多床室			
第1段階	0円	300円	300円
第2段階	430円	600円	1,030円
第3段階①	430円	1,000円	1,430円
第3段階②	430円	1,300円	1,730円
第4段階	437円	1,510円	1,947円

・特別な居室の提供

利用者のご希望により、特室Ⅰ・特室Ⅱ・特室Ⅲに入居される場合は、居室の種類により以下の料金をお支払いいただきます。

特室Ⅰ	1日につき800円
特室Ⅱ	1日につき500円
特室Ⅲ	1日につき300円

(4) 利用料金のお支払い方法

前記料金は1ヶ月ごとに月末締めで計算し、翌月10日までに請求させていただきます。  
支払い方法は、金融機関口座からの自動引き落とし又は銀行振込となります。

(5) 重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、あらかじめ利用者様又はその家族様に  
変更点を記載した文書を送付し、異議が無い場合は同意を頂いたものとさせていただきます。

7. サービス内容に関する苦情

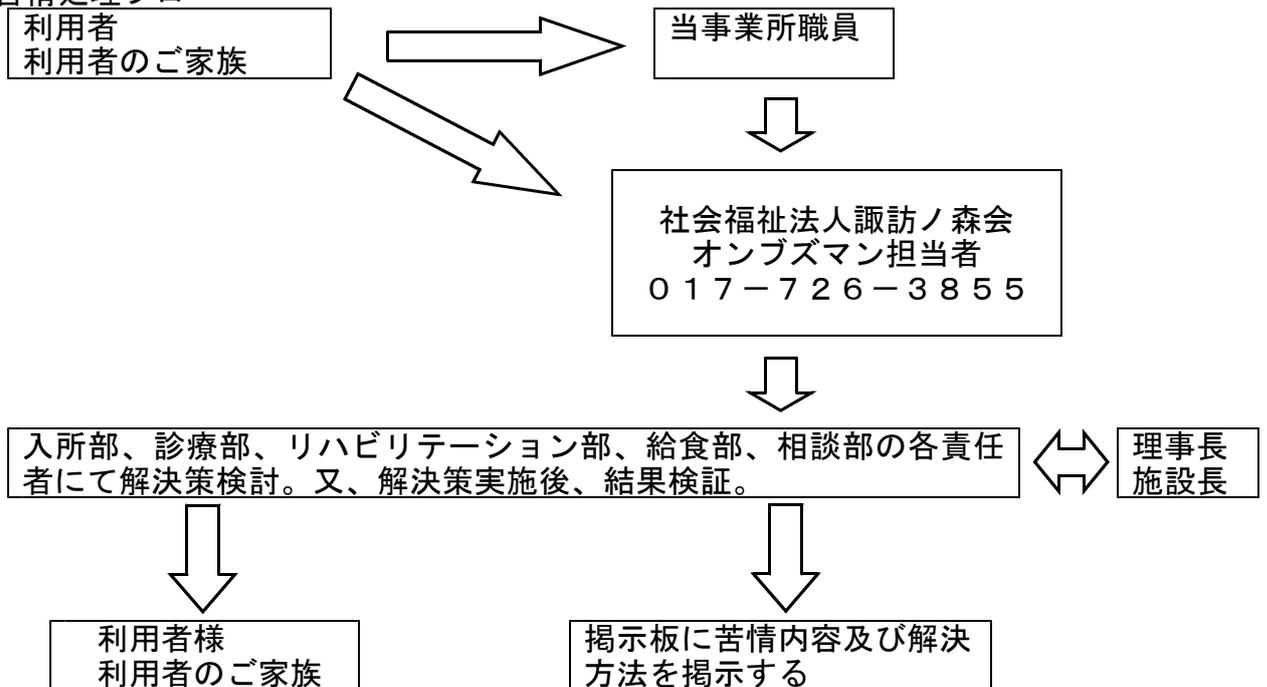
当法人は、利用者の権利主張を代弁する福祉オンブズマン制度を取り入れています。  
人権擁護、福祉事情に詳しい外部9名の方による「苦情処理委員会」を設置して  
おりますので、専門的な相談ができます。ご利用下さい。

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者	当事業所職員
電話	017-726-3855
FAX	017-726-3859
受付日	年中
受付時間	8:30~17:00

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

- ① 当法人は、提供するサービスの質の評価を自ら行う「サービス向上委員会」を設置し、常にその改善を目指しています。
- ② 社会福祉法人諏訪ノ森会苦情処理委員会（オンブズマン）  
当事業所では、苦情処理委員会（オンブズマン）を設置しております。  
施設内各所にあるご意見投書箱に投函して下さい。
- ③ 当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県運営適正化委員会・青森県国民健康保険  
団体連合会へ相談・苦情を伝えることができます。  
◎青森市介護保険課 017-734-5257（直通）  
◎福祉サービス相談センター（青森県運営適正化委員会）017-731-3039  
◎青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）017-723-1301（直通）

## 8. 緊急時等における対応方法

- (1) 職員は、(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供を行っているときに、利用者様の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに施設長(医師)又は事業所が定めた協力医療機関または、当該利用者のかかりつけ医に連絡する等の措置を講じるとともに、副施設長へ報告します。また、施設長(医師)への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、利用者に対する(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合は、青森市及び当該利用者家族様等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。
- (4) 事業者は、利用者に対する(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

主治医	病院名			
	住所			
	氏名		電話番号	
ご家族	住所			
	氏名		電話番号	

## 9. サービス提供に関する個人情報の取り扱いについて

- ・ 事業所、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 当該事業者の従業者であった者は、正当な理由なくその業務で知り得たお客様およびご家族の秘密を永久に漏らしません。
- ・ 事業者で、利用者の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ個人情報利用同意書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

## 10. 虐待の防止について

事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待等の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者(職員)に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 法人が主催する虐待を防止するための定期的な研修を受講します。
- (4) 前3項に掲げている措置を本部人事職員が担当者となり、適切に実施します。
- (5) 当事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者家族等高齢者を現に養護する方)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

## 11. 協力医療機関

- ①協力医療機関の名称：医療法人芙蓉会 村上病院  
 所在地：青森市浜田3丁目3-14  
 電話番号：017-729-8888  
 診療科：内科・消化器内科（腸活(便秘)外来・飲み込み(嚥下)外来）  
 循環器内科・糖尿病内科・脳神経内科・精神科、心療内科  
 整形外科外来・血管外科・泌尿器科・乳腺外来
- ②協力医療機関の名称：平内町国民健康保険平内中央病院  
 所在地：青森県東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢1-1  
 電話番号：017-755-2131  
 診療科：内科・糖尿病外来・小児科・総合診療、外科・整形外科・皮膚科  
 眼科・脳神経外科・メディコ外来・物忘れ外来
- ③協力医療機関の名称：医療法人C of I 東ミナトヤ歯科医院  
 所在地：青森市大字浜館字見取15-1  
 電話番号：017-718-0453  
 診療科：歯科

## 12. 非常災害対策

非常時の対応	消防法施行規則第3条に定める「消防計画」及び「業務継続計画」によります。
近隣との協力関係	諏訪沢町内会と連携を保ち、今後の非常時の相互の応援体制の確立を図っていきます。
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」と、「業務継続計画」にのっとり、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練及び災害・感染症対策訓練を実施します。
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知器</li> <li>・ 補助散水栓栓</li> <li>・ 漏電火災報知器</li> <li>・ 防火扉、シャッター</li> <li>・ ガス漏報知器</li> <li>・ 非常用電源</li> <li>・ 誘導灯</li> <li>・ 火災通報装置</li> <li>・ スプリンクラー設備</li> </ul>

令和 年 月 日

介護老人保健施設いちい荘短期入所療養介護サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地	青森市大字諏訪沢字丸山72番地
名称	介護老人保健施設 いちい荘
説明者氏名	印

私は本書面により事業所担当者から短期入所療養介護についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意いたします。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人住所	
氏名	印
続柄	

# 介護老人保健施設いちい荘 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ご 利 用 契 約 書

（以下「契約者」）と社会福祉法人諏訪ノ森会（以下「事業者」）は、  
（以下「利用者」）が介護老人保健施設いちい荘（以下「施設」）におけるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことにおいて次のとおり契約を締結します。

## 第1条（契約の目的）

1. 事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条に定める短期入所療養介護サービスを提供します。
2. 事業所が利用者に対して実施する短期入所療養介護サービスの内容（ケアプランの作成を含む）は別紙『居宅サービス計画書』に定めるとおりとします。
3. 利用者は13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約の定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了期日の30日前までに、契約者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で、経過的要介護者、要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

## 第3条（介護老人保健施設サービス内容）

1. 事業所は、居宅サービス計画に沿って、利用者に対し居室・食事・介護サービス・その他の介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、居宅サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて適切なサービスを提供します。
2. 利用者が、利用できるサービス種類は『重要事項説明書』のとおりです。事業者は『重要事項説明書』に定めた内容について、契約者に説明いたします。

## 第4条（利用者等への説明）

1. 事業者は本契約に基づいて、契約者に行うと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
2. 契約者は本契約に基づいて、事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

## 第5条

### (サービス料の支払い)

1. 契約者は、サービスの対価として『重要事項説明書』に定める所定の料金体系に基づいた、サービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます。）
2. 前項の他、契約者は食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
3. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の10日までに契約者に通知します。
4. 契約者は、当月の料金の合計額を翌月15日までに事業者が指定する金融機関から自動引落し、若しくはお振り込みの方法でお支払いいただきます。

## 第6条

### (利用料金の変更)

1. 『重要事項説明書』に定める利用単位毎の料金については、介護保険給付額の変更があった場合は、事業者は、当該サービス利用料金を変更することができます。
2. 『重要事項説明書』に定める以外のサービス料金については、経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う2ヶ月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合は、契約を解約することができます。
4. 重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、あらかじめ利用者様又はその家族様に変更点を記載した文書を送付し、異議が無い場合は同意を頂いたものとさせていただきます。

## 第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全・確保と精神的な安定に留意し配慮するものとします。
2. 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者及び利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施します。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。また緊急やむを得ない場合であっても、契約者の同意を得るものとします。

## 第8条（サービス提供の記録）

事業者は、利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

## 第9条（守秘義務）

1. 事業者、サービス従事者または従業員は、介護老人保健施設サービスを提供する上で、知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩（ろうえい）しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、契約者又は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し利用者の個人情報提供は提供しません。

## 第10条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分配慮するものとします。
3. 契約者は、利用者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

## 第11条（損害賠償責任）

1. 事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項については、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、利用者へのサービス実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対しては故意に告げず、又は不実の告知を行ったこと起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

## 第13条（契約終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- （１）利用者が死亡したとき
- （２）要介護認定において利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- （３）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- （４）施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （５）施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

## 第14条（契約者及び事業者からの契約解除）

1. 契約者は事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合、事業者は契約者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - イ）利用者のサービス利用料の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、催促した日から起算して14日以内に支払われない場合。
  - ロ）利用者が事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難しいほどの背信行為を行った場合。
  - ハ）やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。
3. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - イ）利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
  - ロ）利用者が死亡した場合。

## 第15条（苦情対応）

1. 契約者は提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙【重要事項説明書】記載のご利用相談室に苦情を申し立てることができます。その場合は、事業者は迅速・適切に対処し、サービスの向上・改善に努めます。
2. 契約者は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。
3. 事業者は契約者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らかの差別待遇をしません。

## 第16条（サービスのチェック）

1. 事業者はオンブズマン組織と連携し、定期又は抜き打ちに書面又は訪問による調査を受けることがあります。調査の結果は必要な限り契約者に報告します。
2. 事業者は自治体オンブズマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒否せず、必要な資料の提供等、協力を惜しみません。
3. 民間及び自治体のオンブズマンの発動が利用者又は利用者の家族若しくは契約人の申し入れによるものであって、事業者は利用者に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いもしません。

## 第17条（本契約に定めのない事項）

1. 契約者及び事業者は信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令・その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

## 第18条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地为管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事 業 者

〈住 所〉 青森市大字諏訪沢字丸山72番地

〈事業者名〉 社会福祉法人 諏訪ノ森会  
介護老人保健施設いちい荘

〈代表者名〉 理事長 齊藤 悦生

契 約 者

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

利 用 者

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

# 個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で、使用することに同意します。

## 記

### 1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- (4) 介護保険手続の際に必要な場合。
- (5) 下記の管理業務で必要な場合。
  - イ 入退所の管理
  - ロ 会計・経理
  - ハ 事故等の報告
  - ニ 私の介護サービスの向上
  - ホ 学生の実習への協力

### 2 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- (3) 調理・洗濯業務委託事業所
- (4) 家族等への心身の状況説明
- (5) 審査支払機関（レセプトの提出）
- (6) 審査支払機関または保険者（照会への回答）
- (7) 保険会社等（損害賠償保険などにかかる相談または届出等）

### 3 使用する期間

要介護認定の有効期間

### 4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和      年      月      日

社会福祉法人 諏訪ノ森会  
介護老人保健施設いちい荘      殿

(利用者) 住所

氏名

印

(家族) 住所

氏名

印

続柄